

奈労基発 0406 第 3 号
平成 30 年 4 月 6 日

各団体の長殿

厚生労働省奈良労働局労働基準部長



平成 30 年度の建設業における安全衛生対策の推進
に係る協力要請について

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、平成 30 年度の労働安全衛生対策の推進に当たり、下記の事項に重点を置いた取組を進めることとしています。

つきましては、別紙一覧に記載された関係通達等に御配意いただき、会員への周知等に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 足場等からの墜落・転落防止対策

- (1) 労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）で規定された足場等からの墜落防止措置の遵守徹底を図るとともに、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱に基づく対策の実施を指導する。
- (2) 十分な敷地を確保できる場合は一側足場ではなく本足場を設置するよう指導する。
- (3) 足場の組立て等に当たっては、手すり先行工法の積極的な採用を促進する。特に労働安全衛生法に基づく足場の計画届の受理時において足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱に基づく「より安全な措置」等を勧奨するほか、委託事業において、設置されている足場の診断・助言や「より安全な措置」等に関する研修会を実施する

2 その他の墜落・転落災害防止対策

- (1) 「墜落防止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会」検討結果を踏まえ、労働安全衛生法施行令及び安衛則等の改正を平成 30 年度前半に、構造規格の改正を同年度後半に順次行う予定であり、その円滑な施行に

